

警察公論 2026 年 1 月号（第 81 卷第 1 号）本誌お詫びと訂正

本書の下記の箇所に誤解を与える表現がありました。

以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

P136 問題 No.46 (4)

訂正前	訂正後
飲酒運転をすることとなるおそれがある者に対して酒類を提供し、その結果、 運転者が飲酒をすると 、「酒類提供罪」が成立する。	飲酒運転をすることとなるおそれがある者に対して酒類を提供し、その結果、 被提供者が飲酒運転をすると 、「酒類提供罪」が成立する。